

新型インフルエンザ等対策の実施体制の強化について

滋賀県健康医療福祉部健康危機管理課
令和7年5月22日

新型インフルエンザ等対策にかかる実施体制の強化について

- 1 変更点
- ・ 新型インフルエンザ等発生疑いの把握した初動期に「警戒本部」を自然災害と同様に設置し、体制を強化する。
 - ・ 改定県行動計画に警戒本部の設置について記載する。
- (※設置要綱や構成部局等、具体的な内容は県行動計画改定後、検討)

- 2 現状
- 平時
- 「滋賀県新型インフルエンザ等対策会議」(任意)
- ・ 新型インフルエンザ等の発生に備えた情報共有を目的

- 発生時(政府対策本部が設置された場合)
- 「滋賀県新型インフルエンザ等対策本部(法定)」
- ・ 政府対策本部が設置された場合、特措法に基づき設置
 - ・ 県の対策を協議することが目的

- 3 課題
- ・ 初動期(政府対策本部が設置されるまで)に県の対応を協議する会議体がない。
 - ・ 改定政府行動計画では、初動期に、国からコールセンター(一般相談窓口)や受診相談センター(各保健所等)の設置を求められることとなり、知事公室や健康医療福祉部のみでは対応が難しいことが想定される。このため、BCPを発動し他部局から応援職員を求めるなど、全庁体制に切り替える必要がある。

※新型コロナウイルス対応においても、陽性者国内初確認から、特措法に基づく政府対策本部が設置されるまで2カ月以上を要しており、次なる新型インフルエンザ等発生時においても初動期の長期化が予想される。

【行動計画(案)】

(実施体制) 2-1. 新型インフルエンザ等の発生疑いの把握した場合の措置

③ 県は、一般相談のコールセンターを設置する必要があるなど、発生した感染症が新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性が相応に高まった場合は、政府対策本部の設置前であっても、滋賀県新型インフルエンザ等警戒本部を設置する。(知事公室、健康医療福祉部、その他全部局)

④ 県は、警戒本部を設置後、準備期に整理した業務継続計画に基づき、事業の見直しを実施する。(全部局)

【参考】自然災害時		
対策時期	現行	改定案
準備期 (平時)	新型インフルエンザ等対策会議(議長：副知事)	新型インフルエンザ等対策会議(議長：〇〇)
初動期 (感染症の急速なまん延およびその可能性のある事態を感知して以降、政府対策本部が設置されて基本的対処方針が定められ、これが実行されるまでの間)	—	新型インフルエンザ等警戒本部(本部長：〇〇)
対応期 (基本的対処方針に基づく対応が実行されて以降)	新型インフルエンザ等対策本部(本部長：知事)	新型インフルエンザ等対策本部(本部長：知事)

・ 平時	危機管理員会議等
・ 県内で震度5弱・強の地震 ・ 南海トラフ地震に関連する情報(臨時) ・ 県内の全域で大雨、洪水、暴風警報が全て発表 ・ 2以上の土木事務所管内の市町で土砂災害警戒情報が発表 ・ その他副知事が必要と認めたとき等	災害警戒本部 (本部長：副知事)
・ 災害救助法の適用災害 ・ 県内で震度6弱以上の地震、長周期地震動階級4、特別警報 ・ 警報が発表され、知事が必要と認めたとき等	災害対策本部 (本部長：知事)

(参考) 新型コロナ時の対応時系列

年月日	国の動き	県の動き
2020年1月16日	陽性患者国内初確認	
2020年1月27日		滋賀県新型コロナウイルス感染対策連絡会議設置 ※任意設置
2020年1月29日		滋賀県新型コロナウイルス感染対策本部設置 第1回対策本部員会議開催 ※任意設置
2020年1月30日	新型コロナウイルス感染症対策本部設置	
2020年2月4日		第2回対策本部員会議開催
2020年2月25日		第3回対策本部員会議開催
2020年2月28日		第4回対策本部員会議開催 県立学校の臨時休業を決定
2020年3月2日		県立学校の臨時休業（～3月24日まで）
2020年3月5日		第5回対策本部員会議開催 県内初の陽性患者を確認
2020年3月11日		新型コロナウイルス感染症対策調整会議設置
2020年3月12日		第6回対策本部員会議開催
2020年3月13日	新型コロナウイルス感染症を新型インフルエンザ等とみなせるように改正する新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下、特措法）が成立、翌日施行	
2020年3月23日		第7回対策本部員会議開催
2020年3月26日	特措法に基づく政府対策本部が設置	特措法に基づき、本県も法定の対策本部に移行。